兵庫県公立大学法人兵庫県立大学寄附講座等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学講座等に関する規程（平成 25 年兵庫県立大学規程第 61 号）に基づき、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する兵庫県立大学（以下「大学」という。）における寄附による講座、部門及び分野（以下「寄附講座等」という。）の設置運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して、大学の主体性の下に設置運営し、大学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　寄附講座等　講座、部門及び分野において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄付金により、当該寄附講座の教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。

(2)　部局　各研究科及び学部、各附置研究所及び学術情報館をいう。

(3)　部局長等　前号に規定する部局等の長をいう。

（名称）

第４条　寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

２　寄附講座等の名称について、寄付者から申出のあった場合は、寄付者が明らかになる名を前項の名称に付加することができる。

（設置の申請）

第５条　部局長等は、寄附講座等の設置に係る寄附の申込みがあり、この申込みが大学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めた場合は、当該部局等の教授会又はそれに代わる機関の議を経て、その設置について理事長に申請するものとする。

２　前項の申請には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)　寄附講座等寄附申込書（様式第１号）

(2)　寄附講座等の概要（様式第２号）

(3)　担当予定者の履歴書（様式第３号）

（設置）

第６条　理事長は、前条の申請があった場合は、教育研究審議会の議を経て、寄附講座等を設置することができる。

２　理事長は、第１項の規定により、寄附講座等を設置した場合は、速やかに当該部局長等に寄附講座等受入承認書（様式第４号）を交付するとともに、寄附申込者に対しては寄附講座等受入承諾書（様式第５号）
により通知するものとする。

（開設期間等）
第７条　寄附講座等の開設期間は、寄附の申込みがあった期間とする。ただし、寄附講座等の開設期間は、更新することができる。
２　部局長等は、前項の開設期間が終了したときは、寄附講座等における教育研究の成果のとりまとめを行い、学長に報告するものとする。
３　寄附講座等の教育研究内容等の変更及び開設期間を更新する場合の手続は、設置の例による。

（教員の構成等）
第８条　寄附講座等は、学外の研究者等で教授又は准教授に相当する者１名及び准教授又は助教に相当する者１名以上の教員で構成するものとする。
２　寄附講座等を担当する教員の名称は、寄附講座等教員とする。
３　寄附講座等教員は、非常勤職員をもって充てるものとする。
４　寄附講座等教員の選考は、教員選考基準の例による。
５　第３項の規定にかかわらず、当該部局長等が特別の事情があると認めるときは、暫定的に大学の教員が寄附講座等教員を兼ねることができるものとする。

（寄附講座等教員の職務）
第９条　寄附講座等教員は、当該寄附講座等が行う教育研究（専ら研究に従事する場合を含む）に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲で、他の講座、部門、分野等の授業又は研究指導を行うことができる。

（経理等）
第 10 条　寄附講座等に係る経費の執行は、予算の執行手続によるものとする。
２　寄附講座等における教育研究の実施に伴う経費は、受け入れた金額の範囲内において賄うものとする

（客員教授及び客員准教授）
第 11 条　学長は、寄附講座等教員に、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。
２　前項の付与手続については、兵庫県立大学客員教授等称号授与規程（平成 25 年兵庫県立大学規程第 38 号）による。

（特許等の取扱い）
第 12 条　寄附講座等教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、兵庫県公立大学

法人兵庫県立大学職務発明審査会規程（平成25年法人規程第71号）による。

（補則）

第13条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日改正）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和３年　月　日改正）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。